

見本

9. 遺族年金 ②

(2013-11,2013-06,2012-06) 出題「老齢厚生年金受給者の死亡時の遺族年金」「60 歳台前半の遺族年金の計算」「国民年金の遺族給付」「自営業者の遺族給付」

● Point

夫死亡後の妻がもらえる年金は、妻の年齢によって変わってくる。遺族基礎年金、遺族厚生年金、中高齢寡婦加算、経過的寡婦加算、妻自身の老齢基礎年金との併給である。

● 65 歳以前に受給開始される遺族年金

(1) 妻が受給する遺族年金

夫が死亡した時に妻が受給する遺族年金には次のものがあります。

- ① 遺族基礎年金
- ② 遺族厚生年金
- ③ 中高齢寡婦加算
- ④ 経過的寡婦加算
- ⑤ 妻自身の老齢基礎年金

(2) 受給内容

遺族である妻に関する年金は、子のあるなしによって受給時期に影響してきます。会社員の夫が死亡した時、基本的に妻には遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されます(再婚すれば給付打ち切り)。

① 遺族基礎年金

夫死亡時に子、または子のある妻が受給できます。子が 18 歳に到達した年度末を過ぎると、受給できなくなります。子がいる場合は、子の加算が付きます。

② 遺族厚生年金

夫死亡後から子のあるなしにかかわらず受給できます。遺族厚生年金は、夫の老齢厚生年金の 3/4 が支給されます(年収 850 万円未満)。ただし、30 歳未満で子のいない妻は、5 年間のみの受給となります。

③ 中高齢寡婦加算

夫死亡時に40歳以上で子のない妻、または末子18歳以降に40歳以上の妻が65歳まで受給できます。583,900円(平成26年)。

④ 経過的寡婦加算

昭和31年4月1日以前生れの妻が65歳以降に支給されます。

⑤ 老齢年金との併給

妻に厚生年金の受給資格がなく、妻が65歳になった場合に、妻は遺族厚生年金と経過的寡婦加算に加えて、妻自身の老齢基礎年金の受給が始まります。